

社会医療法人岡本病院（財団）
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行なうため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2021年4月1日～2026年3月31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標1（女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する目標）

管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合を37.5%以上とする。

＜実施時期・取組内容＞

2021年度より、現在の人事評価制度において女性にとって不利な評価基準になっていないかを精査し必要に応じて評価基準の見直しを検討する。

9月 次期管理職候補である副課長・主任クラスに対し階層別研修を実施し、管理職に求められる役割について学ぶ場を提供。現場に持ち帰り実践できる機会を提供する。

目標2（職業生活と家庭生活との両立に関する目標）

有休休暇取得率を80%以上とする。

＜実施時期・取組内容＞

2021年度より、有休休暇の取得状況管理を各所属管理職だけでなく総人事部が積極的に介入し、四半期毎に取得状況による注意喚起および面談を行なう。

4月 前年度実績を基に、有休取得率の低い職員情報を提供し、注意喚起を行う。

7月 前年度有給休暇取得率の低い職員の有休取得状況を確認し、所属長へ注意喚起を行う。

10月 第二四半期結果から、取得日数の少ない職員の所属長と総人事部が面談を行う。

1月 第三四半期結果から、取得日数の少ない職員と所属長に対し総人事部が面談を行う。

3. 情報公開

(1) 管理職（課長級以上）に占める女性労働者の割合（2021年3月31日現在）

京都岡本記念病院（関連施設含む） 33%

伏見岡本病院 52.9%

法人全体 35.6%

(2) 有休休暇取得率（2020年4月1日～2021年3月31日）

京都岡本記念病院（関連施設含む） 78.3%

伏見岡本病院 87.2%

法人全体 79.4%